

ソニックシティホールメンバーズ会員規約

(名称)

第1条 この会員制度は、ソニックシティホールメンバーズといいます。

(目的)

第2条 この会員制度は、県民の文化事業への参加の機会を確保し、もって県民文化の向上に寄与することを目的とします。

(事務局)

第3条 この会員制度に関する事務は、ソニックシティホールメンバーズ事務局（以下「事務局」という。）が行い、この事務局は公益財団法人埼玉県産業文化センター（以下「当財団」という。）内に置きます。

(会員)

第4条 ソニックシティホールメンバーズ会員（以下「会員」という。）とは、音楽を愛好し、当財団の事業に賛同いただける方で、本規約を承認の上この会員制度に入会の申込みをされ、当財団が入会を認めた方をいいます。

2 会員証は、web会員証とします。インターネットで利用登録（無料）を行うことで、使用するものとします。

3 カード会員証は、希望を申し出た方のみ発行するものとします。

4 会員資格の有効期限は、毎年3月31日までとします。また、会員または当財団のいずれか一方が退会を申し出ない限り、翌年度分として自動更新により1年間延長して、年会費を納めるものとし、翌々年度以降も同様とします。

5 退会希望のお客様は、当該年度の2月15日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定するである場合はこれらの日の前日）までに事務局宛に申し出るものとします。それ以降の申し出については、翌年度分の年会費の返金対応はできかねることに、異議はないものとします。

(年会費)

第5条 会員は、毎年所定の時期に、当財団に支払うものとします。

(チケットの購入)

第6条 会員は、当財団が主催又は共催あるいは後援する公演の中から当財団が指定する公演について、一般発売前に所定の価格でチケットを購入できるものとします。

2 前項の公演、申込期間、購入枚数、割引価格等については、当財団が決定し会員に通知するものとします。

3 チケットは以下のとおり購入できるものとします。但し、後援事業など一部の事業で（1）のみ、適用とします。

(1) 事務局に電話にて、会員番号、お名前を申し出て購入

(2) 事前にインターネットで利用登録により会員番号ほか、ご本人の詳細情報を登録したうえで、同じくネットでID・パスワードを入力しログイン後に購入

4 事務局は、前項のお申込みの後、チケット実券を会員に郵送するものとします。

5 会員は、チケット実券を受け取ったときは、内容を確認し誤り等がある場合は、速やかに事務局に申し出るものとします。ただし、お申込みのチケットについて、キャンセル又は変更はできないものとします。

6 会員は、チケットのお申込みから2週間以内にチケット実券が届かない場合は、速やかに事務局に申し出るものとします。

7 会員は、前2項の申し出をしなかった場合、事務局が郵送したチケット実券の内容により事務をすすめることに異議ないものとします。

8 会員は、チケット代金を所定の方法により、当財団に支払うものとします。

(会員サービス)

第7条 会員は、当財団が通知する各種サービスを当財団所定の方法により利用することができるものとします。

(代金決済)

第8条 第5条に規定する年会費の支払方法は1回払いによるものとし、入会の申込みがその月の20日以前の場合は入会した月の翌月の5日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合はこれらの日の翌日）に、21日以降の場合は翌々月の5日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合はこれらの日の翌日）に、2年度目以降の継続時はその年の3月5日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合はこれらの日の翌日）に、所定の方法により、お支払いいただきます。また、オンライン入会によりクレジットカード決済で支払いの場合は、登録した日の翌日までにその手続きを本人が行い、期日までに行わなかった場合は、入会が無効になることに異議はないものとします。また、2年度目以降はその年の3月中に、クレジットカード決済にてお支払いいただきます。

2 第6条第8項に規定するチケット代金の支払方法は1回払いによるものとし、チケットの予約をした日がその月の20日以前の場合は翌月の5日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合はこれらの日の翌日）に、21日以降の場合は翌々月の5日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合はこれらの日の翌日）に、会員が所定の方法により、お支払いいただきます。また、オンラインでチケット予約をして、クレジットカード決済で支払いの場合は、予約した日の翌日までにその手続きを本人が行い、期日までに行わなかった場合は、チケットの予約が無効になることに異議はないものとします。

3 第7条（会員サービス）の代金の支払方法は、ご利用の各施設において会員証、およびweb会員証を提示のうえ所定の方法にてお支払いいただきます。

(カード会員証の紛失、盗難)

第9条 会員は、会員証を紛失又は盗難にあったときは、ただちに事務局に届け出るものとします。

2 会員が紛失、盗難、その他の事由により会員証を他人に利用され、会員又は当財団に損害が生じた場合は会員にその損害を負担していただくものとします。

(届出事項の変更等)

第10条 会員は、入会時に届け出た住所、氏名、電話番号及び決済口座等の内容に変更が生じた場合には、ただちに事務局に変更事項を届け出るものとします。

2 会員は、前項の届け出がないために事務局からの通知又は送付書類その他のものが延着又は不到着となっても、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

(退会等)

第11条 会員の都合により退会するときは、事務局に退会の申し出を行うとともに、退会届を提出するものとします。

2 退会のお申し出の後、第8条（代金決済）の未払い債務を完済されたときをもって退会といたします。ただし、年度途中の退会であってもお支払い済みの年会費については返還しません。

3 会員が次のいずれかに該当した場合には、当財団が会員の資格を取り消すことができるものとします。

(1) 入会時に虚偽の申告があった場合

(2) 本規約に違反した場合

(3) 代金の支払いを怠った場合

(規約の変更)

第12条 本規約を変更する場合には、当財団からあらかじめ会員に通知するものとします。

附 則

1 この規約は、令和6年7月1日から適用します。

2 この規約の施行前のソニックシティホールメンバーズ会員規約は廃止します。

メンバーズ事務局の個人情報取扱いについて

会員様のお名前、ご住所などの情報は、①メンバーズ会員への登録確認 ②主催・共催・後援事業のご案内 ③ご購入いただいたチケットの郵送 ④サービス改善のためのアンケート調査の実施など、メンバーズ事務局の事業活動に限り使用させていただいておりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

【別表】

入会月	年会費
4～6月	2,000円
7～9月	1,500円
10～12月	1,100円
1～3月	600円